

佐賀県告示第八十号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により同法第三条第一項第五号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、その命令の内容を次のとおり公表する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 区域及び期間

(一) 区域

県内一円

(二) 期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の(一)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材を含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

四 命令をしようとする理由

松くい虫被害のまん延を防止するため